

子発0323第1号
障発0323第1号
令和3年3月23日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省
子ども家庭局長
社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布について（通知）

本日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）が別紙のとおり公布され、令和3年4月1日又は同年7月1日から施行することとされました。その趣旨及び主な内容等について下記のとおり通知いたしますので、これらについて十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本省令の円滑な施行について特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 本省令の趣旨

指定障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）等の一部を改正するもの。

2 主な改正内容

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正

① 指定障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、指定障害福祉サービス事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的記録による対

応を認めるものとする。

- ② 利用者の利便性向上や障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減の観点から、利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、原則として電磁的方法による対応を認めるものとする。

- (2) 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成 14 年厚生労働省令第 49 号）の一部改正

婦人保護施設に関して、(1) ①に準じた改正を行うものとする。

- (3) 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 15 年厚生労働省令第 21 号）の一部改正

身体障害者社会参加支援施設に関して、(1) に準じた改正を行うものとする。

- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）の一部改正

- ① 指定障害者支援施設等に関して、(1) に準じた改正を行うものとする。
- ② 経過指定障害者支援施設等において指定就労継続支援 A 型を提供する場合に、厚生労働大臣が定める事項について自ら評価を行い、その結果を公表しなければならないもの等とする。

- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）の一部改正
障害福祉サービス事業者に関して、(1) に準じた改正を行うものとする。

- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 175 号）の一部改正
地域活動支援センターに関して、(1) に準じた改正を行うものとする。

- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 176 号）の一部改正
福祉ホームに関して、(1) に準じた改正を行うものとする。

- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）の一部改正

- ① 障害者支援施設に関して、(1) に準じた改正を行うものとする。
- ② 経過障害者支援施設に関して、(4) ②に準じた改正を行うものとする。

- (9) 児童福祉法施行規則の一部改正

小規模住居型児童養育事業者等に関して、(1) ①に準じた改正を行うものとする。

- (10) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）の一部改正
児童福祉施設に関して、（１）①に準じた改正を行うものとする。
- (11) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）の一部改正
指定障害児通所支援事業者等に関して、（１）に準じた改正を行うものとする。
- (12) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号）の一部改正
指定障害児入所施設等に関して、（１）に準じた改正を行うものとする。
- (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）の一部改正
指定一般相談支援事業者に関して、（１）に準じた改正を行うものとする。
- (14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）の一部改正
指定特定相談支援事業者に関して、（１）に準じた改正を行うものとする。
- (15) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）の一部改正
指定障害児相談支援事業者に関して、（１）に準じた改正を行うものとする。
- (16) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正
家庭的保育事業者等に関して、（１）①に準じた改正を行うものとする。
- (17) その他
所要の規定の整備を行うものとする。

3 施行期日

令和 3 年 7 月 1 日

（ただし、電磁的記録等による対応に係るもの以外の改正は、令和 3 年 4 月 1 日）

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第十一条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚

生労働省令第十五号。附則において「指定通所支援基準」という。)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第一章～第七章 (略) 第八章 雑則(第八十三条) 附則</p> <p>(従業者の員数) 第五条 (略) 2～4 (略) 5 第一項第一号及び前二項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 6～8 (略)</p> <p>第六条 (略) 2～6 (略) 7 第一項第二号イ、第四項第一号及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 8 (略)</p> <p>(従業者の員数) 第六十六条 (略) 2～4 (略) 5 第一項第一号及び前二項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 6～8 (略)</p>	<p>目次 第一章～第七章 (略) 附則</p> <p>(従業者の員数) 第五条 (略) 2～4 (略) 5 第一項第一号及び第二項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 6～8 (略)</p> <p>第六条 (略) 2～6 (略) 7 第一項第二号イ及び第四項第一号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 8 (略)</p> <p>(従業者の員数) 第六十六条 (略) 2～4 (略) 5 第一項第一号及び第二項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 6～8 (略)</p>

(従業者の員数に関する特例)

第八十条 多機能型事業所（この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第五条第一項から第三項まで及び第五項、第六条（第三項及び第六項を除く。）、第五十六条、第六十六条第一項から第三項まで及び第五項、第七十一条の八第一項並びに第七十三条第一項の規定の適用については、第五条第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第六条第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第七項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第八項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第五十六条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等サービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等サービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第二項中「指定放課後等サービス事業

(従業者の員数に関する特例)

第八十条 多機能型事業所（この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第五条第一項から第三項まで及び第五項、第六条（第三項及び第六項を除く。）、第五十六条、第六十六条第一項から第三項まで及び第五項、第七十一条の八第一項並びに第七十三条第一項の規定の適用については、第五条第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第六条第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第七項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第八項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第五十六条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十六条第一項中「事業所（以下「指定放課後等サービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等サービス事業所」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定放課後等サービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定放課後等サービス」とあるのは「指定通所支援」と、第七十一条の八第一項中「事業所（

所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第七十一条の八第一項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十三条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2
(略)

第八章 雑則

(電磁的記録等)

第八十三条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十三条第一項（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十一条の十九）において準用する場合を含む。）、第十七条（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十一条の十九）において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 | 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て

以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十三条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2
(略)

(新設)

(新設)

、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。